

高知県立消費生活センター

地域見守り情報



第182号

クリーニングのトラブルに気をつけて！

春、衣替えのシーズンで冬物をクリーニングに出すことも多くなってきます。それに伴い、「クリーニングに出した衣料品が紛失した」「縮んだ」「変色した」などといったトラブルの相談が全国の消費生活センター等相談窓口寄せられています。

【県内事例①】

父のダブルの礼服を大型ショッピングセンター内のクリーニング店に出した。数日後に受取り、その5日後に法事で着ようとしたところ、ズボンのサイズが合わないので上着を見たらシングルビジネススーツに代わっていた。保管していたタグをもって店に行ったが、渡した商品に間違いはないと言われたため、購入した服飾店で記録を調べてもらったところ2着は別の商品であることが確認できた。クリーニング店にそのことを伝えしたが、取違えはないと言い張る。父の礼服を取戻したいが、どうしたらよいか。

(契約当事者：70代 男性)

【県内事例②】

いつも利用しているクリーニング店に主人の礼服を出した。数日後受取りに行くと、上着の裾に小さな穴がいくつもあり、裏地が一部破れていた。店員によると、工場から「届いた時から破れており、裾はまつっておいた」とのメモ書きがあったとのこと。目立つ破損があれば出したときに気づくはずで、破れていたという工場の説明は納得できない。

(契約当事者：年代不明 男性)

トラブルに遭わないために

1. クリーニングに出す前に、共布や予備ボタンは取って保管しておきましょう。
また、珍しいデザインのボタンや飾りがついていれば、紛失や破損を防ぐためいったん取外してから出しましょう。
2. クリーニングに出すときと受けるときには、必ず衣類などの状態を店側と一緒に確認しましょう。
3. クリーニングの仕上がりに納得できないときは、すぐにクリーニング店に申し出て、やり直しや他の処理方法の提案を受けましょう。
4. クリーニング店から持ち帰ったら、ビニールのカバーは通気性の良いものに変え、直射日光が当たらないところに保管しましょう
5. 不安に感じたり、困ったときはすぐに消費生活センターや市町村の窓口（消費者ホットライン「188（いやや）」番で最寄りの消費生活センター等につながります。）にご相談ください。



©KANAGAWA2013